

凡例

1. 本文は、新版全集第八巻に拠るが、私に濁点符を付した。
2. 本文は、富岡本を大きなポイントで、他の稿本をやや小さく対校して示した。

血かたびら

(佐A) 此巻病によりて筆とゞめしかど、次々仁明の御代まで、思ふ旨を作かたるべし。

天のおし国高日子の天皇、開初より五十一代の大まつり事きこしめしたまへば、五畿七道水旱無く、

(五) 天のおし国高日子の天皇、開初より五十一代の大まつり事きこしめしたまへば、五畿七道水旱無く、
(冊)

(佐A) 排国高日子尊、開初より五十一代の、まつり事聞しめしたまへば、五畿七道水 なく、

(佐B) 天おし国高日子のみこと、開初より五十一代の大まつり事聞しめしたまひ、五畿七道水旱なく、

民腹をうちて豊としつたひ、良禽木をえらばず巢くひて、大同の佳運記伝のはかせ、字をえらびて奏聞す。

(五) 民腹をうちて豊としつたひ、良禽木をえらばず巢くひ、大同の佳運、記伝のはかせ字をえらびて奏聞す。

(冊)

(佐A) 豊民万歳をうたひ、良禽木 えらばず巢くひて、大同の紀元佳 の奏文、史等字を織、章を彩て、聖代のためしを奉る。

(佐B) 豊としをうたひ、良禽木をえらばず巢くひて、大同の佳運を奏文す。紀伝の文史等、字を織、章を彩り、聖代をことぶき奉る。

登極めらせてほどもなく、太弟神野親王を春の(宮)つくらして遷させ、是は先だいの御寵愛殊なりしによりて也けり。

(五) 登極めらせしほどもなく、太弟神野親王を春の宮つくらして遷させたまふ。是は先帝の御寵愛殊なりしによりて也けり。

(冊)

(佐A) 御同腹神野親王を皇太弟の宣命下る。御母藤原乙室を皇太后、御祖父父良継公を太政大臣、外祖父阿倍古美奈を正一位の尊号を贈たまふ。又勅曰、朕民の父母となり、民を煩はしむ事を憂ふとて、

旧宮に移らせたまへば、拜賀をこの宮に奏したて祭りき。

(佐B) 御はらから神野の親王を皇

太弟聰明にて、君としてためしなく、和漢の典籍にわたらせたまひ、草隸もろこし人の推いたゞき、乞もてかへりしとぞ。

(五) 太弟聰明にて、和漢の典籍にわたらせたまふ。君としていにしへより跡なし。草隸はもろこし人の推いたゞきて、乞もて帰りしとぞ。

(冊) 明にして、君としてためしなく、和漢の典籍にわたらせたまひ、草隸はもろこし人も推いたゞきて乞もてかへりし也。

(佐A) 皇太弟聰明、和 の書典にわたらせ給。筆、皇孫のためし

(佐B)

此時、唐は憲宗の代にして、徳の隣に通ひ来たり。新羅の哀壯王、いにしへの跡とめて、数十艘の貢物たてまつる。

(五) 此時、唐は憲宗の代にして、徳の隣に通ひ来たり。新羅の哀壯王、いにしへのあととめて、数十艘貢物たてまつる。

(冊) 此時唐は憲宗の代にして、徳のとなりにかよひ来たり。新羅は哀壯王のいにしへをしのびて八十艘の貢きたてまつるなり。

(佐A)

(佐B)

*本文に関して

(佐A)に、「此巻病によりて筆とゞめしかど、次々仁明の御代まで、思ふ旨を作かたるべし。」とあることにより、仁明朝を扱つ「天津処女」までが一続きの内容のものとして構想されていたことがわかる。「病によりて」とある病氣(文化に入つてから、三、四年頃)が特定できれば、この稿本の執筆時期も推測可能。

*秋成が参照したと思われる平城治世下のことを記す史書

『遠馳延五登 一(異文)』に

日本後紀、今あるは、天徳火後にこゝかしに書あつめたりし略本なるべきを、必是を諷書と云説もあるは、浦嶋子が事を書くはへしにつきてなるべし。天長二年(引用略)此浦嶋子は掌侍の名なるを、後の人猥わざして、万葉集の浦嶋子を詠ずと云歌を正実の事とおもひ、こゝに諷文を書くはへし也。此一条をもて、後紀をも諷書とは云也とぞ。寔に本書は天徳の火に亡びて後に、彼是に見あつめて編を成せし略本ながら、後人の全く諷りし書にあらず。是を思ひて、近世鴨の社司、梨木祐之し云人、諸書を見わたして其間の事を集録し、日本逸史と云書を著はされし也。

日本逸史 四〇巻考異一卷二冊 通史 鴨祐之編 元禄五序 【版】<享保九版>国会・内閣他<慶応二版>内閣他<刊年不明>大谷他〔活〕新訂増補国史大系(今回は国史大系本を利用)

なお、ここで秋成のいう『日本後紀』(浦島の帰国のことが載っている本)というのは、

堺光一「春雨物語」血かたびら」と日本後紀との関係」、『立命館文学』一六四 昭和34年1月)で取り上げている、いわゆる『略本日本後紀』のこと。

また、

(大友皇子の即位の問題に関して)新井の読史余論に大友天皇と書し、大日本史には帝と記して王代に算へ、神功を皇后列に改む。日初が日本春秋には新帝と申す。

ともある。

天のおし国高日子の天皇 第五十一代平城天皇。『国史大辭典』七七四〜八二四。八〇

六〇九在位。宝龜五年(七七四)八月十五日桓武天皇第一皇子として誕生。母は藤原良繼の女乙牟漏。諱は安殿。延暦四年(七八五)立太子、大同元年(八〇六)五月十八日桓武天皇死去のあとを受けて即位。同二年藤原南家出身吉子を母とする皇弟伊予親王が謀叛の疑で捕えられ、毒をあおいで自害する事件が起る。天皇は尚侍藤原薬子を寵愛し、その兄仲成これを利用して、式家の繁栄を計る。同四年四月病氣のため位を弟嵯峨天皇に譲り上皇となる。薬子・仲成ら上皇の重祚を企て、上皇同年十一月旧都平城京に宮殿新造、十二月に遷つて政務を握ろうとして天皇と対立、弘仁元年(八一〇)九月拳兵したが成功せず薙髮。天長元年(八二四)七月七日崩御。五十一歳。一に奈良の帝ともいう。平城天皇は造都と征夷のために、財政的に弛緩した桓武天皇の政治を受けつぎ、病身と藤原氏内部の紛争、他氏との抗争にわずらわされながらも、前代からの政治を引き締めるために、財政緊縮と民力の休養をめざし、官司の削減と冗官の整理を行い、官人の適切な配置と下級官人の優遇をはかった。また、地方官の監督を厳にし、政策の徹底をはかうとした前代の政策を受けつぎ、畿内および七道に觀察使を置いた。守勢的な政治ではあつたが、小さくまとまつて、確実な枠の内での政治を行うため、令にそのよりどころを求めた令制強制的な政策をとつたとみられる。薬子の変(くすこのへん)〔参考文献〕大塚徳郎『平安初期政治史研究』、門脇禎二『日本古代政治史論』、目崎徳衛『平安朝の政治史的考察』、『平安文化史論』所収、門脇禎二『大同期政治の基調』、『日本歴史』一八〇、大塚徳郎『平安初期の政治上の平城朝』、『史潮』六九、同『觀察使について』、『日本歴史』一七五(大塚徳郎)

*天皇の呼称について

日本逸史「日本根子天排国高彦天皇」、『日本逸史』卷十五冒頭)

日本紀略「第五十一代 平城天皇」(前篇十三)

日本春秋「天皇尊号天排国高日子」(卷十一)

「天皇諱安殿。皇統弥照天皇之長子。母曰藤原贈大皇太后。宝龜五年生於平城宮。延暦四年十月皇太子被廢。即位諱為皇太子。及長精神聰敏。玄鑿宏達。博綜經書。工於文藻。」(日本後紀・卷十四・平城天皇即位前紀、現代語訳「成長すると、賢く、敏く、考え深くてさまざま面で優れ、広く儒教の經典を学び、文章が巧みであった。大同元年五月辛巳(十八日)、即位於大極殿」(日本後紀・卷十四))

参考のため「天津処女」における天皇の呼び方を示しておく

「嵯峨のみかどの英才」

「皇太弟受禪したまひて、後に淳和てんわつと申奉りしは此御代也。」

「奈良の上皇はこの秋七月に雲隠させたまへば、是を平城天皇と尊號おくり奉たまへりき。」

「今上の皇太子正良、御くらぬ受させたまひて、淳和の帝ほどなくありぬさせて。」

「天皇仁明と尊崇し奉りて、紀元を承和と改めたまふ。」

なぜ、平城が和風諡号でよばれているのかという問題について、旧稿で言及したことがある（木越「対話形式による『春雨物語』論の試み」、『江戸文学』2 平成2年2月）

客「前から気になっていたんですけど、「血かたびら」も「天津処女」も最初は天皇の名前ではじまりますね。で、「天津処女」が「嵯峨のみかどの英才……」というふうに書いているのはわかりやすくいいんだけど、どうして「血かたびら」の方は「天のおし國高日子の天皇……」なんていうあんまりなじみのない呼び方ではじめてるんですかね 注5。

主「ええ、それはとてもおもしろいことなんです。で、ちょっと気をつけてみていくと「血かたびら」では冒頭部以外に平城帝であることを直接的に示すものはないんですね。もちろん、「大同」という年号や薬子・仲成等の存在によって間接的に示されてはいるんですけどね。あとはみんな「みかど」「上皇」としか表記されていません。また、先帝「桓武」の名も出ませんし、皇太弟の即位後も「嵯峨」の名を使うことはないわけです。それぞれ「先帝・先だい」「あるいは「今の帝」などしか書かれていません。わずかに、平城帝自身が追号をおくった「崇道天わつ」と桓武以前の「元明・元正・聖武」等の名が出るに過ぎないんです。

客「これは、どついついことなんでしょ。」

主「その前に、では「天津処女」はどうかというと、嵯峨天皇の名は冒頭部以外にも「嵯峨のみかど」「さかの上皇」などという言い方で何度も出ます。平城帝が「平の上皇」として出ることはずでに挙げましたし、淳和・仁明の各天皇の即位を記したところでも、それぞれ「皇太弟受禪、後に淳和天皇と申奉りぬ。元を天長と改させたまふ」「今上の皇太子正良にほどなく御くらひ譲らせ、下居させたまふ。……このつぎの帝は仁明天皇と後に尊号たてまつる。紀元承和とあらためさせたまふ」という具合いで、漢風諡号はかならず記されています。

客「そついつい点では、「天津処女」の方が親切というかわかりいいですね。

主「ただ、じゃあ、「血かたびら」はなぜそれをしないかというと、「血かたびら」の書き方ではそれはできないことなんです。物語の進行が歴史の進行と同時ですから。しかし、「天津処女」の場合は、「仏法は益さかりに、君のつへの御仏と尊称すれば……」とか「いと拙きをさへよるこばせしは、このふりよむ人絶てなかりしにこそ」というふうに、歴史状況に対する説明ふうの文章があることからみても、リアルタイムで歴史をみているんじゃないなくて、後世から眺めた観点というものを積極的に取り入れてい

るわけです。だから、天皇の呼び方も「血かたびら」のような配慮は必要ないわけです。

客「すると、「天津処女」は同じ歴史小説でも「血かたびら」とは違うということになりますね。

主「そうですね。「血かたびら」が、平城帝を中心にした時代の再現というか再構成をめざしたものだとはすれば、「天津処女」は嵯峨帝から仁明帝に至る時代の推移そのものを把握していることとしていいんです。そのなかで、時代の子宗貞にスポットがあたっていく、というものだと思います。

客「歴史の再現ではなく歴史を論ずる小説とでもいえるのかな。

主「そんな感じですね。で、その傾向は、「海賊」になるともっとはっきりしてくるわけですね。それにこの作品だと歴史的事実に対する配慮さえもなくなってきましたしね。

*ただし、嵯峨には和風諡号がない。桓武・淳和にはある。仁明にはない、というふうなことも考慮すべきか。

桓武 日本根子皇統弥照尊（やまとねこあまつひつぎいやてらすのみこと）

平城 前出

嵯峨 なし

淳和 日本根子天高讓弥遠尊（やまとねこあめのたかゆるすいやおのみこと）

仁明 日本根子天璽豊聡慧尊（やまとねこあまつみしるしよさとのみこと）。和風諡号を奉贈された最後の天皇。御陵の在所を以って深草帝という異称がある。

*『国史大辭典』「諡号」より引用

おくりな。死後における称号。日本の天皇には漢風諡と国風諡があり、臣下・僧にも諡号がある。国風諡には美称と所在・山陵などによる追号と称すべき称号とがある。中国では周代に諡が始まると称せられ（略）臣下に対する諡は考功郎中が掌るが、日本では諡を掌る官職はない。選進の史実のみえる天皇の国風諡は持統天皇の大倭根子天之広野日女尊をはじめとし、文武・聖武・光仁・桓武・平城・淳和のほか仁明が『一代要記』などにみえるのみで、以後は国風諡はない。『古事記』『日本書紀』には神武以降文武・持統までの諡号がみえるが、両書必ずしも一致せず、また実名に近いものもあり、これを諡号とはしない説もある。『続日本紀』には文武・元明・元正の国風諡がみえる。文武は諡号を上つた時は倭根子豊祖父天皇とあるが、同書の文武紀冒頭には天之真宗豊祖父天皇とある。また元明天皇はその遺詔に諡号は某国某郡朝廷馭宇天皇とせよとして、元明陵牌文には大倭国添上都平城之宮馭宇八洲太上天皇とあるが、『続日本紀』元明紀の冒頭には日本根子天津御代豊国成姫天皇とあり、その変化の時期・理由は不明である。漢風諡は神武より桓武までは歴代、以後仁明・文徳・光孝・崇徳・安徳・順徳・仲恭・光格・仁孝・孝明天皇にみえる。このうち、聖武・孝謙・称徳は勝宝感神聖武皇帝・宝字称徳孝謙皇帝の省略であり、弘文・淳仁・仲恭は明治三年（一八七〇）七月に追諡され、また崇徳・安徳・順徳はいす

れも異例で、光格・仁孝・孝明は幕末に漢風諡が再興されたためであり、以後は絶えた。奈良時代までの漢風諡は天平宝字年間（七五七～七六五）に淡海三船などによってさかのぼって追諡されたものとされる。以上のほかの諡号は所在、山陵、前天皇の諡号によって作られたものであり、美刺の意はなく追号であり、宇多天皇以後は正式に定められたか否か不明のものも多く、また院と称することも多く、大正十四年（一九二五）にすべての院字を省くこととなった。明治・大正天皇は明治以降一世一元の制が制定されて、年号による追号である。皇后では藤原宮子・高野新笠・藤原乙牟漏には国風諡が贈られた。平安時代、臣下に対しては生前太政大臣となり出家していない人物に藤原良房以下忠仁公などの諡号が贈られ、江戸時代には將軍に院号が贈られた。僧には貞観八年（八六六）七月最澄に伝教、円仁に慈覚の大師号を贈ったことをはじめとし、その他の初例を記すと、正安二年（一一三〇）閏七月觀尊に興正菩薩の号を、応長元年（一一三一）辯円に聖一國師の号を、また弘安元年（一一七八）蘭溪道隆に大覚禪師の号を贈っている。

「参考文献」古事類苑、帝王部、日本学士院編、帝室制度史、六、本居宣長、古事記伝、一八（本居宣長全集、一〇）、徳光久也、帝紀の批評的研究、伴信友、古事記伝漢様御諡附考（比古婆衣）、一〇所収、黒川春村、漢様御諡号考、碩鼠漫筆、所収、森林太郎、帝諡号（鷗外全集、二〇所収）、坂本太郎、列聖漢風諡号の撰進について、日本古代史の基礎的研究、下所収、水野祐、諡号考（増訂）日本古代王朝史論序説、所収、和田萃、和風諡号の成立と皇統譜（上田正昭他編、ゼミナル日本古代史、下所収）、栗田寛、歴代諡号尊号考、国学院雑誌、四ノ八、一〇・二二、五ノ一、萩野由之、御諡号御追号について、神社協会雑誌、一五ノ六、佐藤仁之助、上古尊号私考（東洋文化、六一）、山本八三、天皇の御諡号、歴史と地理、三ノ五、滝川政次郎、上代天皇の諡号について、法学新報、四ノ一、林幹弥、上代天皇の諡号について、史観、四五、山田英雄、古代天皇の諡号について、日本書紀研究、七（山田 英雄）

開初 大系本には「ひらけはじめ」とルビ。「是コソ当家ノ御運ノ可開初ニテ候へ。」（太平記・第十四・新田足利確執奏状事）「此咄八あめつちの開初りける時より出来にけり。」（咄本・杉楊枝「延宝八年刊・跋」）「自開初而最例希少矣」（秋成・寛政改元頌）*他に『茶寂醉言』にも。なお、馬琴の例は、花が開き始めるの意。

大まつり事 朝政。「おほんまつりことなりければ」（新葉和歌集「弘和元年（一一三八）奏覧・序」）「よいて朝政（おほんまつりこと）しばらく絶（たえて）」（本朝水滸伝・第三条）「紫宸（しん）清涼（せいりやう）の御座（みくら）に朝政（おほまつりこと）きこしめさせ給ふを」（兩月物語・白峰）「大まつりこと行はせしかば」（胆大小心録・一三三）*日本書紀の訓に、「太政大臣」おほまつりことのおほまへつきみ、「大政官」おほままつりことのおつかさ

五畿七道 山城・大和・河内・和泉・摂津の五畿内諸国と東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の七道。すなわち日本全国。「令宮中左右京五畿内七道諸国、講説仁王護国般若経」（天長二年（八二五）閏七月庚寅「十九」）「三綱五常の道断えて、五畿七道互に

争ひ」（伽婢子・一・黄金百両）、「今豊臣の威風四海を靡し、五畿七道漸しづかなるに似たれども」（兩月物語・貧福論）*軍記などに頻出する語。

水早なく 「水早」は水害と旱魃。遣使封左右京及山崎津難破津酒家禱。以水早成災。穀米騰騰也。（大同元年（八〇六）九月壬子「廿三」）現代語訳「使人を左右京と山崎津・難波津に派遣して、酒屋の禱に封をした。水害や日照りにより米価が騰貴したためである」*「血がたびら」本文の記述を史書が裏切っている例。平城天皇治世下には、他にも水害などの記事が出る。

民腹をつちて 『十八史略』堯帝の条、哺ヲ含ミ腹ヲ鼓シ、壤ヲ撃チテ歌ヒテ曰ク「による。腹鼓をつつて民衆が太平の世を謳歌するさま。」「長期鼓腹聲（長く期す 腹を鼓うつ声を）」（菅家文章・重陽待宴賦景美秋稼応製）、「余適有鼓腹之閑話」（兩月物語・序）、「神武東遷于大和。国中之梟賊悉滅亡之後。腦崇神十世。四百五十余載之間。史之無所記者。君顯神而明。臣質直而忠。蒼民不知以譏。擊壤鼓腹。可比西土三代之治。而當此朝」（秋成・寛政改元頌）、「彼兵糧の半を散し、城外なる民に賜ふて、をさく飢渴を救給入は、拜し受てこれを頌ち、鼓腹して命を延」（八犬伝・第九回）

豊とじうたひ 【角川古語】とよとし【豊年】名 五穀豊穰の年。「ほうねん」に同じ。歌語歌詞として、祝言に用いる。「とよとし」とも、Toyooki みのり豊かで、温和で、暴風のない年（「日水」）「あらたまるけふとよとしのはじめとてたみのかまどもけぶり立ちそふ」（新撰六帖・一）、「越路の雪の深さを、知るやしるしの棹立てて、豊年（とよとし）月の行く末を、はかるも棹の歌謡ひて、いざや遊ばん」（謡・室君）

良禽木をえらばず巢くいて 『三国史』蜀志の「良禽八木ヲ相シテ棲ミ、賢臣八主ヲ扨ンテ事フ」をふまえた表現。悪い木がないので良い鳥はいちいち木を選んで巣をつくる必要がないように、賢臣達が仕える主君を選ぶ心配もなく集まってくる。「聞ずや唐山のふるき常言にも、良禽は樹を択て栖み、良臣は君を択て、仕るとこそいふなるに」（八大伝・百十五回）【角川古語】りやうつきんはきをみてすむ【良禽は木を見て棲む】ことわざ。良い鳥は、しかるべき木を選んでそこに棲息するの意から、賢臣は、よく主君の賢愚を見て賢君に仕えるの意。蜀志』では、「賢臣主を択びて事ふ」と対句になっている。「良禽は木を見て住むの古語を習ひ当時真柴家にて出頭第一岸田兵部殿へ仕官致す」（傾城会稽山・三ツ目）

大同 延暦二十五年五月十八日（ユリウス暦八〇六年六月八日）改元、大同五年九月十九日（ユリウス暦八一〇年十月二十日）弘仁に改元。大同の文字は、『書経・洪範』の「汝は則ち従、龜従、筮従、卿士従、弟子従、是を大同と謂ふ」に基づく。

*なお、没後すぐに改元したことについて、同年五月辛巳条に「非礼」と記す。「改元大同。非礼也。国君即位。踰年而後改元者、縁臣子之心不忍一年而有一君也。今未踰年而改元。

分先帝之残年。成当身之嘉号。失慎終无改之義違孝子之心也。稽之旧典。可謂失也。」(現代語訳「本日、大同と改元したが、礼に反している(年が改まらないうちに改元すること)。君主が位に即いて年が改まったのちに改元する(論年改元)のは、臣下が一年のうちに二君を戴く事態になることに耐えがたいからである。今回行われた年内の改元は、先帝が死去したのちの残年を践辞した新帝の年号とすることを意味し、先帝の死後を慎み、先帝の年号を改めずにおくとする原則に反し、孝子の思いとは異なっている。古典を参照すれば、失と言つべきである。)

佳運 よいめぐりあわせ。天皇の即位をめでの表現。「サテ八佳運神慮二叶へり、逆徒ノ退治何ノ疑力可有。」(太平記・四・大塔宮熊野落事)

記伝のはかせ 正しくは「紀伝」。大学寮で紀伝道(歴史・文学)を教えた。のち文章博士となる。紀伝博士設立は史実では大同三年のこと。「減大学直講博士一員、置紀伝博士。」(大同三年二月丙辰《四》)「角川古語」きでんはかせ【紀伝博士】名 官名。大学寮(だいがくれ)において紀伝道(きでんどう)を教授する教官。大学寮における学科目としての紀伝道の確立に伴って、大同三年(八〇八)二月四日の太政官符に「紀伝博士一員、右は右大臣宣す。勅を奉じて直講の員を割きて、件の博士を置く。其の官位は直講に同じ(類聚三代格四)」とあり、この年に新設された。その後、組織を整理して、承和元年(八三四)三月八日の太政官符で、これをやめて文章博士(もんじやうはかせ)二人を増員し、その任に当てるように変えられている(類聚三代格四)。「紀伝博士 文章博士二人、文章得業生一人、文章生十人、学生二人」(十卷本字類抄)「宜しく紀伝博士を停め、文章博士二員を加へ置くべし」(続日本後紀・承和元・四・二〇)

文史 (佐藤本のみにある語)「詳録典正。詞理兼拳。為文史之最 詳(あき)らかに録(しる)すこと典正にして、詞理(じり)兼ね拳(あ)げたらば、文史(もんじ)の最と為よ。」(考課令・最条)思想大系・律令の頭注「文史 諸説いずれも「修撰国史」を掌る図書寮の助以上のこととする。」

登極 即位のこと。【角川古語】とつきよく【登極】名 漢語。「極」は北極、衆星の向う所であることから、天子の位をたとえる。天子の位に上ること。即位。「聖天供の事、儲式の時、敵教供に預る。登極の日より已に供養無し」(小右記・長和四・五・二七)「それ、継体の君登極の御時、様々の大礼あるべし」(太平記・二二)「登極」とつきよく「あらせてほどもなく、太弟神野親王を春の宮つくらして遷させ」(春雨・血かたびら)

太弟神野親王 「彈正尹神野親王ヲ立テテ皇太弟ト為ス(原漢文)」、「(日本春秋)卷十一」。「詔、彈正尹某嵯峨定賜皇太弟。」(大同元年五月壬午条)「天皇諱賀美能 桓武天皇第二子。平城天皇之同母弟也。」(大同四年四月嵯峨天皇即位前紀)

*嵯峨天皇の諱は、正史系の史書では「賀美能」と表記しているが、「改伊豫国神野郡、为新居郡。以触上諱也。」(大同四年(八〇九)九月乙巳《二》)とあって「神野」という地名が天皇の諱なので改めさせており、「諱賀美能。或神野。」(愚管抄)「嵯峨天皇八……御諱ヲ神野ト申ケルモ自然ニ力ナヘリ」という例も見える。現在の史家も「神野」と書くのが一般的である。

春の宮 【角川古語】はるのみや【春宮】名 東宮(とうぐう)と同じ。皇太子。東は五行思想で春に当るのでいう。『八雲三』の「異名部」に「春宮 はるのみや」と見える。季語。春。「君まさぬ春の宮には桜花涙の雨にぬれつぞ降る」(貫之集・八)「中春：春の宮」(毛吹・二二) *他に見つかった用例もすべて和歌である。歌語と考えてよいが。

御母藤原乙室を…… 佐藤本Aのみの記事で、「追尊皇太后為大皇太后。皇后為皇太后。」(大同元年五月壬午条)及び「宜朕外祖父贈從一位内大臣藤原朝臣良繼追贈正一位太政大臣。外祖母贈從一位尚藏安倍朝臣古美奈贈正一位。」(大同元年六月辛丑)による記述。

先だい 【角川古語】せんだい【先帝】名 漢語。吳音。前代の帝。また「大鏡・師尹伝」に、「かしこきみかどの御ためしに……このくに……は延喜天曆とこそは申めれ。延喜とは醍醐の先帝(千葉本傍訓「せんたい」)、天曆とは村上先の先帝の御ことなり」とあるように、数代前の帝であっても、先帝と称することがある。漢音で「せんてい」とも。「皇祖……先帝、天子、天皇……右は皆平出せよ」(公式令)「先帝の御世より朕の代まで、内裏に供奉して一の咎 無し」(続紀・神龜四・二二・一〇)「せんたいの御時、うづきのついでたちの日、うぐひすのなかぬをよませたまひける」(大和・一三三)「村上の前たいの御時に」(枕・一八二)「元明よりせん帝(たい)にいたるまで、七代の宮所なりしかば」(春雨・血かたびら)

御寵愛殊なりし……太弟聡明にして……もてかへりしとぞ 「天皇諱賀美能 桓武天皇第二子。平城天皇之同母弟也。延暦五年、生於長岡宮。幼聡、好讀書、及長、博覽經史、善属文、妙草隸。神氣岳立、有人君之量。天皇尤鍾愛也。二十二年正月、授三品、歷中務卿彈正尹。平城天皇之即位、立皇太弟。」(本逸史)卷十七・嵯峨天皇即位前紀、現代語訳「天皇の諱は賀美能と言ひ、桓武天皇の第二子で、平城天皇の同母弟である。延暦五年に長岡宮で生まれ、幼時から敏く、讀書を好んだ。成長するにおよんで、經典や史書をひるく読み、文章に巧みでも書に秀でていた。靈氣が身のまわりにたちこめ、君主たる力量があった。桓武天皇がもつとも寵愛した皇子で、延暦二十二年正月に三品を授けられ、中務卿、彈正平を経歴して、平城天皇が即位すると、皇太弟となった」(第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇八桓武第二ノ子、平城同母ノ弟也。太弟ニ立給ヘリシガ、己丑年即位、庚寅ニ改元。此天皇幼年ヨリ聡明ニシテ讀書ヲ好、諸芸ヲ習給。又謙讓ノ大度モマシマシケリ。桓武帝鍾愛無双ノ御子ニナンオハシケル)「(神皇正統記)「聡明ニシテ書ヲ讀ミ博ク經史ニ通シ文章ヲ属シ草隸ニ妙ナリ」(日本春秋)。なお、嵯峨天皇は三筆の一人で有名な能筆家。

唐は憲宗の代……新羅の哀壯王 「丙戌大同元年 唐憲宗元和元年 新羅哀壯王七年」(日
本春秋)

徳の隣 『論語』里仁篇「徳孤ナラス、必ず隣アリ」による。

いにしえの跡 心神・推古朝に來貢の例があるが、この年來貢の史実はない。

天皇善柔のさがにまじませれば、はやく春の宮に御くらめゆづらまく、内々さたしたまふを、大臣、参議、さる事しばしとて、推とゞめたてまつる。

(五) 天皇善柔の御さがまじませれば、春の宮にはやうみくらめゆづらまく、内々聞しらせ(さたし)たまふを、大臣、参議、さる事しばしとて、推とゞめたいまつる。

(冊) 天皇善柔の御さがにまじませば、はやく春の宮に御くらめゆづらまく、内々定したまへば、大臣参議参議さる事とゞめまく譲りあひぬ。

(佐 A)

(佐 B)

とぞ。

一夜、夢見たまへり。先帝のおほん高らかに、

(五) 一夜、夢見たまへり。先だいのおほん高らかに、

(冊) 一夜、夢見たまへり。せん帝の御たからかに、

(佐 A)

(佐 B) 一夜夢見たまへりき。先帝のおほんたからかに、

けさの朝け鳴なる鹿の其聲を聞はずはゆかじ夜のふけぬとこ

(五) けさの朝け鳴なる鹿の其聲をきかずはゆかじ夜のふけぬとこ

(冊) けさの朝けなくなる「しかのねさむく鳴」しかの其聲を「声きけば」きかずはゆかじ夜の明(ふけ)ぬとこ

(佐 A)

(佐 B) けさの朝け鳴なる鹿のその声をきかずはゆかじ夜のふけぬとこ

打傾きて、御歌のこころおぼしりたまへりき。又の夜、先だいの御使あり。早良の親王の靈、かし原の御墓に参りて罪を謝す。

(五) 打かたぶきて、御歌のこころおぼしらせ給へりき。又の夜、せん帝の御使あり。早良親王の靈、かし原の御墓に参りて罪を謝す。

(冊) 打傾きて、おぼしりたまへり。又、御使あり。早良親(王)、かし原の御はかに罪を謝して、

(佐 A)

(佐 B) 打かたぶきて、御歌の心をおぼしらせたまひ、一日もはやく下り居んのかたじけなき御した心にぞおぼしなりける。又の夜、先帝の御つかひ也。早良親王の靈、かし原のみさゞぎに参りて罪を謝すといへとせ。

口おのが後なき事をつたへなげくと申て、使は去ぬ。是はみ心のたよわさにあだ夢ぞとおぼししらせたまへど、崇道天皇と尊号おくらせたまひき。

(五) 口おのが後なきをつたへなげきて去ぬとぞ。是はみ心のたよわきに、あだ夢とおぼししらせたまへど、崇道天わつと尊号おくらせたまひぬ。

(冊) たらおのが後なきをつたへなげき申さく。是は御心のたわやぎに、あだ夢とおぼししらせたまへども、

(佐 A)

(佐 B) おのが裔ならぬ代を、なげき給ふと見たまへり。是は御心の弱きにも、あだ夢とおぼししらせたまひけり。猶事なく、御くらめさらずまではと、

法師、かんなぎ等、祭壇に昇りて、加持まいらせ、はらへしたり。侍臣藤原の仲成、いもつとの薬子等申す。

(五) 法師、かんなぎ等、祭壇に昇りて、加持参らせはらへ申たり。侍臣藤原の仲成、いもつとの薬子等申す。

(冊) 法師、かんやぎ等を祭壇に昇りて、御加持まいらせ、はらへしたまへり。侍臣藤原の仲成、いもつとの薬子等申す。

(佐 A)

(佐 B) 僧かんなぎに、祭壇日々に昇らせつゝ、

にぞし給ひき。侍臣藤原の仲成・妹の薬

夢に六のけぢめを云。よきあしきに数定まらんやは。御心の直きにあしき神のよりつくぞと申して、出雲の広成におほせて、御薬てうげさせたいまつる。

(五) 夢に六のけぢめをいふ。よきあしきに数定まらんやは。御心の直きにあしき神のよりつくぞと申て、出雲の広成におほせて、み薬てうげさせたいまつる。

(冊) 夢に六つのけぢめ有は、よきあしきの数さだまらんや。御心の直きに悪き神のつく也と申て、出雲の広成におほせて、御くすり調せさせたいまつる。

(佐 A)

いざめを納奉る。御醫出雲の広貞を

(佐 B) 夢に六つの数あるぞ、むなしき事なれ。よきあしきに数定まらんやは。御心のよわきにあしき神のつくよとて、出雲の広成に御薬奉らす。

又、参議の臣達はかり合せて、こゝかしこの神やしる、大てらの御使あり。又、伯岐の國に世をさけたる玄寶召て、御加持まいらす。

(五) 又、参議の臣達はかりあはせて、こゝかしこの神社大てらの御つかひあり。猶、伯耆の國に世を避る玄寶をめされて、御加持まいらす。

(冊) 又、参議、大臣の臣たち、はかり合せて、こゝかしこの神社、大てらに御つかひ有。又、伯耆の國に世を避たる玄寶めして、御加持まいらす。

(佐 A) 又、講奏の臣等はかり合て、僧玄寶をめして、御加持のいのりせさむ。

(佐 B) 又、講奏の臣達はかりあはせて、こゝかしこの神社、大御使ありけり。猶、伯耆の國に世を避し玄寶をめされ、御加持まいらす。

此法師は、僧都になし昇したまひしかど、一族弓削の道鏡が暴悪をけがらはしとて、山深くこゝかしこに住て、行ひたりけり。

(五) 此法師は、道鏡と同じ弓削氏にて、そのかみも召れしかど、道鏡が暴悪けがらはしとて、山深くこゝかしこに行ひたりし大徳のひじり也。

(冊) 此法師を僧都になし昇したまへど、一族道鏡が暴悪をけがしとて、山深くこゝかしこに行ひたりき。伯耆の國に老を養ひてあれど、王命、國の守に催されて、

(佐 A)

(佐 B) 玄寶は道鏡とひとつ弓削氏にて、そのかみはめされしかど、道鏡が暴悪けがらはしとて、山に隠れし大徳のひじり也。

七日、朝廷に立て、妖魔をやらひしとて、御いとまたまはれと申す。

(五) 七日、朝廷に立て、妖魔をやらひしかば、

(冊) 七日にして、妖魔今はやらひしとて、御いとまたまはりぬ。

(佐 A) 日夜なく朝廷にいたり、霊鬼を逐ひ、魅を去しめて、

(佐 B) 七日、朝廷にたちて、妖鬼を追しかば、御心すしくならせたまひぬ。

み心すがくしくならせたまひしかば、猶参れとみことのらせしかど、思ふ所やある、又も遠きにかへりぬ。

(五) み心すがくしくならせたまひぬ。猶みやこに在て、日毎まぬれとみことのらせしかど、思ふ所やある、又、遠きにかへりぬ。

(冊) 御心すがくしとて、尚まぬれとみことのらせたまへど、思ふ所ありとて、又、伯岐の國へかへりぬ。

(佐 A) 日ならず、たひらかにわたらせたまふと、帳内より申出すれば、さればこそとて、

(佐B) 帳内に日毎まゐれと、みことのりありし。

仲成、外臣を遠ざけんとはかりては、薬子と心あはせ、なぐさめたいまつる。よからぬ事も打ゑみて、是が心をもちらせ給ぬ。

(五) 仲成、外臣を遠ざけんとはかりては、くすり子と心合せ、なぐさめ奉る。よからぬ事申すも、打ゑみて、是等が心をもちらせ給ぬ。

(冊) 仲成、外臣をさげんとて、くすり子にはかり合せて、さま／＼なぐさめたいまつる。よからぬ事と打ゑみて、是等が心をもちらせたまひぬ。

(佐A) 仲成ほこりて、外臣をいやしむ。

(佐B) 仲成、外臣を、んとはかりては、薬子に心合せて、なぐさめたてまつる。又、是にもほだされたまふなりけり。

夜ひくの御宴のうた垣、八重めぐらせ遊ばせたまふ。御製をつたひあぐる。其歌、

(五) 夜ひくの御宴、琴、ふえの哥垣、八重めぐらせ遊ばせたまふ。御製をつたひあぐる。そのおほん、

(冊) よひくの御宴、歌垣、八重めぐらせて遊ばせたまふ。その御、

(佐A) おほん歌よろこびにうたはせしかば、琴、笛の御垣めぐりて、高く合奏す。おほんは

(佐B) 日夜の御宴、琴、笛の哥垣、八重めぐらせて遊ばせたまへりける。此うたひあぐるは御製也。

棹鹿はよるこそ来なけおく露は霜結はねは朕わかゆ也

(五) 棹しかはよるこそ来なけおく露は霜結はねは朕わかゆ也

(冊) 棹鹿はよるこそ来なけおくつゆの霜にむすばねは朕わかゆ也

(佐A) さをしかはよるこそきなけおく露は霜むすばねは我わかゆ也

(佐B) さを鹿はよるこそ来鳴けおく露は霜結はねは朕わかゆ也

御かはらけとらせたまへば、薬子扇とりて立まふ。

(五) 御かはらけとらせたまへば、薬子扇とりて立舞ふ。

(冊) 御かはらけとらせたまひり。薬子扇とりて立舞ふ。

(佐A) このませたまはねど、御かはらけ三度とらせたまへば、内侍の正、扇とりて、

(佐B) 御かはらけ三たびとらせたまへりき。薬子扇とりて立舞ふ。

三輪の殿の神の戸を押しひらかすもよいく久く

(五) 三輪のどのの神の戸をおし開からすもよ幾久々々々

(冊) 三輪の殿の、神の戸をおしひらかすもよいく久く

(佐A) 三輪の殿の神の戸、おしひらかすもよいくひさ

(佐B) 三輪のどのの神の戸をおし開からすもよいくひさ

と、袖かへしてことほぎたいまつる。御こゝろすがくしく、朝まつりいと念ひせ給はす。

(五) と、袖翻してことほぎたいまつる。御こゝろすがくしく、おひてならせたまふ。

(冊) と、袖かへしてことほぎたいまつる。いよすがしくて、朝まつり事念らせたまはず。

(佐A) と、袖かへして、とほぎたてまつる。是より御こゝろすしく、朝政念らすとはなく、夕御膳遅しと、玉簾たれて入らせたまふとぞ。

(佐B) 袖かへしてことほぎたいまつる。あした、御心すゞしくて、朝に出させたまへりき。

太弟の才学長じたまふを忘れて、みそかにしらし奏する人もありけり。みかど独ごたせ給ふ。

(五) 太弟のみ子、才学長じたまふを忘れて、みそか言しらし奏聞する人あり。又、此み代にと急ぐ人もありといふ。みかど独ごちたまふ。

(冊) 太弟、才学に長じたまふをみそかにいみて、人しらし奏す。みかど独言したまへり。

(佐A) 仲成、皇太弟の才学に長じたまふを忘れて、文史の言は彩色のみにて質なし。

(佐B) 太弟のみ子才学長じたまへるを忘れて、みそか言するもあり。又、この御代にと、あしくたばかる人もありけり。

皇祖、酋矛とりて道ひらかせ、弓箭みとらして、仇うちしたまふより、十つぎの崇神の御時までは、しるすに事なかりしにや、養老の紀に見る所無し。

(五) 皇祖、長矛に道ひらかせ、弓箭みとらして、仇を撃たまふより、十つぎの崇神のおん時までは、しるすに事なければ、養老の紀に見る所なし。

(冊) 皇祖、酋矛をとりて、道ひらきたまへりき、十嗣と申崇神の御時まで、しるすに事なく。

(佐A) 皇祖の尊、矛に道を かせ、利劔に仇を撃たま せまず也。

(佐B) 皇祖 まで、文史のしるすべき事もなくぞありける。 に仇うたせ

儒道わたりて、さかしき教にあしきを撓むかと思れば、又枉て言を巧みにし、代々さかゆくまんに静ならず。

(五) 儒道わたりて、さかしき教へに、或はあしき事を撓め、或は巧に枉りては、代々栄ゆるまんに静ならず。

(冊) さかしき教へにあしく撓むかと思れば、又枉て言を巧みにし、代々さかゆくまんに静ならず。

(佐A) へども、一睡にさめ、閨房深からねば、玉体そこなはず。皇子、皇女あまたならば、千歳整の実、玉かた麻に盈ぬべしと申。是に戯れたまふともなくて、酒宴・歌謡、日毎に遊ばせたまふ事と

成ぬ。

(佐B) 儒道わたりては、代々に酔ごちしたまひてぞ、太初のちも、民日出ておき、日入てふし、飢てくらひ、喝してのむ。世のありさまは、はるかなる事になん。

朕はふみよむ事つとければ、たゞ直きをつとめんとおほす。

(五) 朕はふみよむ事つとければ、たゞ直きまんに(と)おほす。

(冊) 朕は又よむ事疎かれど、只直きをのみつとめんとおほす。

(佐A)

(佐B)

善柔の御さが 【日国大】せんじゅう「シウ」【善柔】(一名) 外面は柔和だが、内心にまごころがないこと。また、その人。表面で柔和をよそおい、へつらうこと。また、その人。

*文明本節用集(室町中)「善柔 センシユウ 善柔謂面從而後毀(ウシロニソシル)者」*明六雑誌 四三三(一八七五)「尊王攘夷説 阪谷素」且苦言を悪み善柔を好し我欲を達するを望む

は人の常情なり」*論語 季氏「孔子曰、益者三友、損者三友、友直、友諒、友多聞、益矣。

友便辟、友善柔、友便佞、損矣」 善良で気の弱いこと。*談義本・世間万病回春(一七七一)

四・離魂病評「又善柔(ゼンチウ)とは善悪は随分がてんながらも我勝手なる事には悪とはし

りてもさげんとせず善としりてもすすまんとせず」*読本・春雨物語(一八〇八)血かたびら

「天皇善柔の御さがにましませれば、はやく春の宮に御くらぬゆづらまく、内々さしたまふを」(角川古語には立項なし。)

*五井蘭州の随筆「茗話」に「人にかたぎと云事あり。形氣とかくか、又は荷担氣と書くべきか、畢竟 左伝 にいへる客氣なるべし。唯聖人のみかたぎなし。又、かたぎあるによりて賢者と称するもあらん。柔善の人はまたかたぎなし」とあり、日本国語大辞典所引の談義本「教訓万病回春」(明和八年刊)巻四に「善柔とは善悪は随分が

てんながらも我勝手なる事には悪とはしりてもさげんとせず、善としりてもすすまんとせず」とある。秋成自身は『金砂』『遠駝遠五登』などで聖徳太子・弓削皇子らを

「善柔」と評している。古典大系では皆川淇園の『論語繹解』の解をふまえて「善良で気が弱い御性質」と注する。

他の諸注は？

おほん 「御製歌(おほんうた)」の略。【角川古語】おほむ【御】 接頭 大御(おほみ)の転。神仏・天皇・貴人に關係ある事物を表す名詞に冠し、尊敬の意を添える。(略) 名の接した名詞を省略して「おほむ」だけで示す。*「おほん歌」の略として用いられた例としては、「故これたかのみこのおほんとも、故ありはらのなりひらの中将の、よのなかにたえてさくらのさかさばはるのこころはのどけからまし」といふうたよめるころなりけり。」(土佐日記)「これもうちのおほむ、わたつづみのふかき心はをきながらうらみられぬる物にぞありける」(大和物語・五十二段)など

けさの朝け……夜ふけぬとに 「遊獵於北野。便御伊豫親王山莊、飲酒高会。于時日暮。天皇歌曰。氣佐能阿狹氣、奈久知布之賀農、曾乃己惠遠、岐嘉受波伊賀之、与波布奴止毛。登時鹿鳴(ケサノアサケナクチフシカノソノコエヲキカズハイカジヨハフケヌトモ)。上欣然、令群臣和之。冒夜乃帰。」(延暦十七年(七九八)八月庚寅《十三》)『日本春秋』卷十延暦十七年八月「上、皇子伊予親王ノ山莊ニ御ス、燕会ノ歌ニ曰ク、今朝之朝明鳴而之鹿之其声乎不聞者不往夜者深奴登母(ケサノアサケナキテシカノソノコエヲキカズハイカジヨハフケアトモ)」。ここは、鹿の声を神野親王即位に託して用いたもの。

早良の親王 【国史大辭典】七五〇(七八五) 光仁天皇の皇子、桓武天皇の同母弟。皇太弟。母は高野新笠。崇道天皇と追尊。天平勝宝二年(七五〇)生まれる。天応元年(七八一)四月、桓武天皇の即位とともに皇太子となる。延暦四年(七八五)九月、藤原種継射殺事件に際し、大伴家持・同継人・佐伯高成らが早良親王を君主としようとする計画のあったことを理由に、親王は同二十八日乙訓寺に幽閉された。その後、淡路に移配されるまでの十余日、親王は飲食を断ち、移送の途中、高瀬橋頭において死去した。三十六歳。親王の屍は淡路に送られ葬られた。同年十月、中納言藤原小黒麻呂らを天智天皇の山科山陵、治部卿志濃王らを光仁天皇の田原山陵、中務大輔当麻王らを聖武天皇の佐保山陵に遣わして、皇太子早良親王を廃する状を報告し、翌月、桓武天皇の皇子安殿親王(平城天皇)を皇太子に立てた。延暦九年閏三月、桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の死に伴う大赦令によって、早良は親王号を復されたらしく、あわせて淡路の親王墓に守家一畑が宛てられ、随近の郡司に専当せしめた。同十一年六月、皇太子安殿親王の病は早良親王の祟りによるとの卜占があったから親王の霊への鎮謝が相ついで行われ、同十九年七月、親王に崇道天皇の尊号が追贈された。その後も崇道天皇の怨霊鎮祀が繰り返しなされ、同二十四年四月には改葬崇道天皇司の任命があった。『三代実録』天安二年(八五八)十二月九日条に「崇道天皇八嶋山陵在大和国添上郡」とみえる。貞観五年(八六三)五月の神泉苑における御霊会に際し、崇道天皇は御霊の一つとして祀られている。御霊会(こ

りょうえ)、藤原種継(ふじわらのたねつぐ)

【参考文献】

北山茂夫『日本古代政治史の研究』、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』、研究篇

(佐伯有清)

かし原の御墓 京都市伏見区にある桓武帝の御陵。「改葬皇統彌照天皇於柏原陵。」(大同元年(八〇六)十月庚午《十一》)

後

諸注紹介

旧大系

新全集

新潮

浅野

木越 「血筋・後継者」とする説もあるが、追号していることから考えて追善供養などのことが、

佐藤本Bに「おのが裔ならぬ代を」とあるのを根拠にすれば、「後継者」の意とすべからずか？

崇道天皇と尊号をおくらせたまひき 史実は平城即位前の延暦十九年。「宜故皇太子早良親王、追称崇道天皇、故廢皇后井上内親王、追復称皇后。其墓並称山陵。令從五位上守近衛少将兼春宮亮丹波守大伴宿祿是成、率陰陽師衆僧、鎮謝在淡路国崇道天皇山陵。」(延暦十九年(八〇〇)七月己未《廿三》)『日本春秋』卷十延暦十九年六月「早良太子二謚シテ崇道天皇ト曰フ」

早良親王と平城天皇との關係について。

春名宏昭『平城天皇』(吉川弘文館・人物叢書、平成21年1月)より
桓武天皇と早良親王が協力して事に当たるのは当然のこととして、そこに小殿親王(平城天皇)が加わっている点に意味がある。元服もまだ先のことながら、小殿親王が存在感を示したことが重要なのである。この存在感が大きくなれば、必然的にそれに比例して早良親王の立場が怪しくなっていく。
そのようなか、延暦二年(七八三)四月、桓武天皇の勅により小殿親王(平城天皇)は名を安殿(あて)に改めた。小殿の名は乳母である安倍小殿塚(あべのおのさかい)に因んだものである。安殿の名に関しては、平城天皇の即位直後に紀伊国安論郡が在田郡に改称されているものの、安殿の名がこの安論郡(あるいはここを本拠とする氏族)に因むものなのか、詳らかなことはまった

く不明である。
ただ、この改名が安殿親王(平城天皇)の存在をアピールするための行為だったことは疑いない。同じ月、母である藤原乙牟漏が皇后に冊立され、安殿親王は桓武天皇の長子でありかつ皇后所生皇子であるという、いわゆる嫡長子の立場を得たのである。この二つが連動し

て意味を持つことは明らかだろう。

立太弟以前の早良親王は「親王禪師」と呼ばれたことからわかるように僧籍にあった人であり、妻帯しておらず子はなかったものと思われる。それからすれば、早良親王が即位した際には安殿親王（平城天皇）が皇太子に立てられるものと諒解されていたろう。しかし、早良親王が立太弟を機に還俗して後宮を形成すれば王子誕生は当然のことであり、安殿親王の立太弟は政治状況次第ということにもなりかねない。

冒頭に述べたごとく、安殿親王（平城天皇）はその即位を貴族社会が期待する「生まれながらの天皇」だったのであるが、一方の早良親王は卑母を持つ皇子なのであり、必ずしも貴族社会が即位を歓迎する人物ではない。さらに、早良親王がどのような女性を後宮に迎え王子をもうけるかも、新たな問題を引き起こすものとなる。

貴族社会が求めるものは基本的には政治の安定である。桓武天皇の体調が回復し、桓武天皇の長期にわたる安定的な治世が継続すれば、やがて安殿親王（平城天皇）は即位に不足のない年齢に達するだろう。そうなればもはや早良親王の即位に必然性はなくなる。早良親王は、桓武天皇が万が一の事態に立ち至った時のいわばスペアとして政治の安定に寄与する存在だった。そうした危惧がほぼなくなった時、早良親王は無用の存在、むしろ政治の安定にとつて邪魔なだけの存在になる。これは早良親王自身に能力があるともいえず、むしろ追いついてしまったものと考えられ、この延長上に藤原種継暗殺事件が起こる。

さらに、藤原乙牟漏の立后にはもう一つ意味があった。先にふれた酒入内親王の存在もそうなのだが、より差し迫った問題は藤原吉子（きつし）の生んだ伊予親王の存在であった。後に伊予親王事件が起こるあの伊予親王である。皇子がたくさんいるということは天皇家にとつては好ましいことだが、何度も繰り返されてきたように皇位継承をめぐる争いの危険性をはらんでいた。

藤原乙牟漏の父良継は亡くなって久しく、良継の弟で太政官筆頭の右大臣だった田麻呂が三月に亡くなっていく。良継の甥で藤原式家の将来の担い手である種継は前年に参議に任じられたばかりで、桓武天皇の信頼が特に厚いとはいっても、安殿親王（平城天皇）の後見としては力不足の感は否めない。

それに対して、伊予親王の外祖父の大納言藤原是公は、田麻呂の後任として七月には右大臣に昇進する。また、それと同時に中納言から大納言に昇った藤原種継は是公の従兄弟に当たる。もちろん、種継が後に安殿親王（平城天皇）の皇太子博に任じられていることからすれば、伊予親王との関係はそれほど親密なものではなかったのかもしれないが、藤原商家による伊予親王の後見体勢は盤石だったと考えるよからう。

第二皇子とはいえず、あまり年齢差もない伊予親王の存在は、皇太子としては現に早良親王がいても、第一皇子の安殿親王（平城天皇）の桓武天皇の後継としての地位は安泰とはいわなかったのではなからうか。このため、藤原乙牟漏を皇后に冊立して夫人藤原吉子と差をつけることにより、安殿親王の伊予親王に村する優位を決定づけたのではないかと思う。

（以上のような背景のもとで、藤原種継暗殺事件が起こる。）

実行犯・共謀犯の尋問を行なったところ、事件の全貌が判明した。春宮坊の宮人や大伴・佐伯両氏を中心となり、藤原種継を謀殺し早良親王の天皇擁立を謀ったもので、このことは早良親王の諒解の上に行われたものであった。事件の全貌が明らかになったその日、早良親王は身柄を内裏からいったん東宮に移された後、乙訓寺に幽閉された。早良親王はその夜か

ら飲食を断ち、一日あまり後に船で淡路に送られる途中絶命したという。屍はそのまま淡路に運ばれ埋葬された。翌十月、早良親王の廃太弟が天智・光仁と聖武の山陵に報告されている。

かんなぎ 「吉備津の釜」に「巫子（かんなぎ）」とある。折願や神おろしをして神に仕える神官。「目にも見えぬ来世の事、まことにもあらぬ幽霊の事、僧法師巫（かんなぎ）神子（みこ）のいふ所を信ずるこそおろかなれと云ひ罵り」（伽婢子・三・鬼谷に落ちて鬼となる）

侍臣藤原の仲成 藤原種継の子。右兵衛督。菓子子の乱により射殺される。「是夜、令左近衛將監紀朝臣清成、右近衛將曹任吉臣豊繼等、射殺仲成於禁所。仲成者、参議正三位宇合之曾孫。贈太政大臣正一位種継之長子也。性狼抗使酒。或昭穆无次。忤於心不憚擊。及乎女弟菓子朝。假威益驕。王公宿德。多見凌辱。民部大輔笠朝臣江人之女適仲成也。其姨頗有色。仲成見而悦之。嫌其不和。欲以力強。女脱奔佐味親王。仲成入王及母夫人家認之。麤言逆行。甚失人道。及遭害。念以爲自取之矣。」（弘仁元年（八一〇）九月戊申（十一）、「現代語訳」本日夜、左近衛將監紀朝臣清成・右近衛將曹任吉朝臣豊繼らに収監している右兵衛府で仲成を射殺させた。仲成は参議正三位宇合の曾孫で、贈太政大臣正一位種継の長子である。生まれつき凶暴で心がなじめ、酒の勢いで行動することがあり、親族の序列に従わず、諫止する人を無視し、妹の菓子が朝廷で勝手な行動をするようになると、その威を借りてますます我がままな振る舞いをした。多くの王族や老齢の高徳者が辱かめられた。民部大輔笠朝臣江人の娘が仲成の妻となった。仲成は妻の叔母が美人であるのを見て関心を寄せたが、馴染まないで、力づくで自分の意を通そうとした。その叔母が、佐味親王（叔母の恋人か）がその母である桓武天皇の夫人多治比真人真宗と一緒に住んでいる邸へ逃げこむと、そこへあがりこみ、叔母を見つけて荒々しい言葉をはき、道理に背いた行動に出た。はなはだ人の道に外れたことであった。今回射殺されたことについて、人々はみな「みずから招いたことである」と思った。）

いもつとの菓子 天理冊子本では「くすり子」と表記する。尚侍。藤原縄主に嫁したが、のち、平城帝の寵愛をつける。仲成と行を共にし乱の後毒死した。「菓子。贈太政大臣種継之女。中納言藤原朝臣縄主之妻也。有三男二女。長女。太上天皇為太子時。以選入宮。其後菓子以東宮宣旨出入臥内。天皇私焉。皇統弥照天皇慮嬖之傷義。即令驅逐。天皇之嗣位。徵為尚侍。巧求愛媚。恩寵隆渥。所言之事。无不聽容。百司衆務。吐納自由。威福之盛。熏灼四方。屬倉卒之際。与天皇同輦。知衆惡之歸己。遂仰藥而死。」（弘仁元年（八一〇）年九月己酉条、「現代語訳」菓子。贈太政大臣種継の娘で、中納言藤原朝臣耗主の妻であり、三男二女を生んでいる。長女は太上天皇が皇太子であったとき、選ばれてその配偶となった。その後、菓子は東宮宣旨となり、太上天皇の寝所に入出入して通じるようになった。桓武天皇は菓子の振る舞いが義に背くと考えて、宮中から追放した。しかし、平城天皇が即位すると、菓子を召して尚侍に任じ、菓子は巧みに天皇の愛寵を求め、恩寵は盛んになり、その言うところはすべて聞き入れられた。百司の政務や天皇への取り次ぎを勝手にいい、人を脅し手なずけ、威力を盛んにした。太上天皇

がにわかには事を起こして東国へ向かうと、輿を同じくした。多くの人の憎しみが自分から由来することを知り、ついに薬を仰いで自殺したのであった。

夢に六のけぢめを云ふ。「占夢：掌其歲時、觀天地之會、辨陰陽之氣。以日月星辰占六夢之吉凶、一曰正夢、二曰夢、三曰思夢、四曰寤夢、五曰喜夢、六曰懼夢。季冬、聘王夢、獻吉夢于王、王拜而受之。乃舍萌于四方、以贈惡夢、遂令始難驅・疫。」(周礼・春官宗伯第三)

数 運命。【角川古語】すう【数】名 物の順序、数量などを示す呼び名。かず。中国における六芸(りくげい)の一。算術(さんじゆつ)。運。運命。「天とは即あめを指か」と聞けば、命禄也と云、又数(すう)のかぎりにもいへり。「春雨・血かたびら」は、是天罰の時節到来、その数(すう)こゝに竭(つき)たるならん。「八犬伝・七・六五」あとに数詞または助数詞を伴って、いくらかの数量を表す。

出雲の広成 実在した出雲広貞・難波広成の二人の医人の名前を合成した。「先是詔衛門佐從五位下兼左大舍人助相摸介安倍朝臣眞直。外從五位下侍醫兼典藥助但馬權掾出雲連廣貞等。撰大同類聚方。其功既畢。」(大同三年(八〇八)五月甲申(三))、「外從五位下難波連廣成爲内藥正。」(大同三年(八〇八)八月庚申(十一)) *佐藤本Aでは、「御醫出雲の広貞」なので、史実のままの人物。佐藤本B以後、「広成」にかえていことが確認できる。

こゝかしこの神やしろ、大てらの御使あり、「讀經宮中。又遣使於京下諸寺誦經。」(大同四年(八〇九)四月丙子朔) *平城天皇讓位直前に出る記事

伯岐の國に世をさけたる玄寶召て……【角川古語】げんびん【玄寶】名 人名。生年未詳。弘仁九年(八一八)没。平安初期の名僧。姓は弓削(ユゲ)氏。仏門に入り、興福寺の僧となる。道鏡の権力を憎み伯耆(はうき)の山に入るが、桓武天皇の病のため請われて上京、再び山に帰り、大同元年(八〇六)大法師玄寶僧都となる。嵯峨天皇の信任あつく、しばしば書状や布その他を賜る。説話は『発心集』、『古事談』に見える。「玄寶僧都は船渡となり、又山田守ともなり給ひしとなり。」(ささめこと・下)

*この項、従来は『元亨釈書』巻九湯川寺玄寶の条によるとされてきたが、史書の次の記事によるとすべきではないか。

「賜書玄寶法師曰。太上天皇、寧濟爲心、威照在慮。憂勤庶績、達旦忘寝。旧疹相仍、聖体不預。遂乃君袞黃屋、脱蹤紫宸、谷神玄牝、託懷白雲。疇昔愛玩、平生近幸。一朝一夕、皆爲俗穢。仍有詔延請、公扶老就輿、允當聖望。朕昔即事、耽昔清風、一別之後、忽焉數年。夢中無路、增傾欽耳。託此因緣、冀得再見。公廬山栖心、襄陽晦跡、弗爲久留。不可煩想。」(大同四年(八〇九)四月丙申(廿一))、讓位直後、嵯峨帝が平城上皇のために玄寶に依頼しているもの。現代語訳「天皇(嵯峨)は次のような書を玄寶法師に送った。平城太上天皇は世が治まること

を願ひ、人々がみな喜ぶことを思い、心を砕いて政務につき、明け方まで寝ないほどであった。

しかし、以前から病が続き、遂に皇位を去り、俗世を棄てて仙境に入り、自在に志をのびす生活を始められた。以前、平城太上天皇は汝を側近くにおいて親しみながら、日々、世俗の生活を送られた。そこで、このたび平城太上天皇は詔りを出されて汝を招くことになった。汝は年老いているが、応じてくれれば、まことに平城太上天皇の希望に沿うことになる。朕は昔汝に会い、清々しいようすを楽しみ賞でたことがある。一度別れたのち、たちまち数年が過ぎ、再会を求めても手段がなく、仰ぎ慕うばかりである。こつう事情なので、朕も再会を願うしだいである。汝は心を中国の名山である廬山に置き、歛柴の地(襄陽は中国湖北省漢水の南岸の都市)から姿を消してしまっている。長く引き留めはしないので、思い煩うことはないであろう。*参考「釈玄寶 姓弓削氏。内州人。稟唯識興福寺宣教。性厭羶塵。銳行動業。嘗忠繼侶官僧官又疾族人道鏡媚稱德帝潛入伯州之山桓武有病遠詔山中乞冥助。至化難遁。乃負鉢囊而入郡。上疾癒。辞歸山。大同帝詔返簪下。聞官勅下。潛遁去。往備中州湯川寺。弘仁帝貴其操履。詔問不絶。毎年贈布。亦賜宸書曰。」(『元亨釈書』巻九湯川寺玄寶)

妖魔 「妖魔外より来るにあらず」(玉帚木・六・白昼幽霊)「妖魔を鎮め給ひしより以来千載の今に至るまで、国家不朽の古蹟たり」(椿説弓張月・第三十六回)「心放せば妖魔となり、収むる則は仏果を得る」(雨月物語・青頭巾)

やらひし【角川古語】やらひ【追】動八四 追ひ払う。放逐する。「やる(遣)」に接尾語「ふ」の付いた語。「追ヤラフ、離ヲニヤライ、(ヲニヤラ)フ」(名義抄)「乃(すな)はち神夜良比に夜良比(やらひ)賜ひき 自し夜以下七字、以レ音」(記・上)「情の任(まに)く(行)いね(とのたまひ)乃ち逐(ヤラヒ)たり」(神代紀・上・吉田兼方自筆本訓)「やはられし鬼のゆくへやさわぐらん西の海なる沖つしらなみ」(香川景樹歌日記・天保四年)

(冊)「又、伯岐の國へかへりぬ。」
「伯岐」という表記

『古事記』・上・大國主神の条
「至伯岐國之手間山本云(伯岐國の手間(てま)の山本に至りて云ひし)」、この箇所を伯岐とする本文あるか?

外臣

『大漢和』

封建時代、臣が他国の君主に対して用いる自称。儀礼「他國之人則曰外臣。」他

『日本国語大辞典』

がい しん「グワイ」：【外臣】(名) 自国以外の国の臣下。また、自国の君主

に対して、外国から来たその国の臣下たる身分にある者をいつ。*史記抄「14

77)一五・朝鮮「朝鮮は外臣と云たまでぞ。天子にも不入見ぞ」*新聞雑誌一九号・明治四年(1871)一月「勅語懇篤外臣答ふる所を知らず」*春遊屋漫筆(1891)坪内逍遙「をかし・二」答へて曰く外臣(グワイシン)按ずるに若(も)し図書館長をして大蔵大臣とならしめ給はば寔に適任に候ふべし」*東京年中行事(1911)若月紫蘭「一月曆」式部長は之を英訳して外臣(グワイシン)一同に伝へる」*儀礼「土相見礼」他国之人、則曰外臣「朝廷に仕えている臣の中で、自分たちの仲間以外の者」*読本・春雨物語(1808)血かたびら「仲成外臣を遠ざけんとはかりては、菓子と心あはせ、なぐさめたいまつる」朝廷の臣下で、上位の近侍の臣でない者。*十輪院内府記「文明一一年(1479)七月一日、及火急之間、令駕腰輿御、御引直衣、緋御大口也。近口皆直衣・衣冠、外臣皆直垂也」

大辞泉にも「日本国語大辞典」と同じ説明と用例。

『春雨物語』の用法は一般的ではない?

『菅家文章』四・三月三日、侍於雅院。賜侍臣曲水之飲、應製。」

擲度風光臥海濱 可憐今日遇佳辰

近臨桂殿迴流水 遙想蘭亭晚景春

仙臺追來花錦亂 御簾卷却月鉤新

四時不廢歌王澤 長斷詩臣作外臣

風光を擲ち度りて 海濱に臥せりき 憐れぶべし 今日佳辰に遇ふこ

と 近く臨む 桂殿 迴流の水 遙に想ふ 蘭亭 晚景の春

仙臺 追ひ来りて 花錦 乱る 御簾 卷き却けて 月鉤 新なり

四時 王沢を歌はむことを廢めず 長く詩臣の外臣 たらむことを断たむ

(四季折々の歳事の風流をおこし、私どものような文人詩臣を召し出して、再び田舎廻りなどさせないで下さい。)

これは、どういふ意味の外臣か

(佐B)ほだされたまふなりけり。

『角川古語』ほだす【絆】動サ四「ほだし」の動詞化。束縛する。つなぎとめる。夫婦・親子などの情でからみつく意に用いられることが多い。通常「ほださる」と受身の形で用いる。『保太須』『新撰字鏡』「このをどこにほだされて」「伊勢・六五」「子を思ふ心ばかりにほだされてうき世を猶ぞいでがてにする」「夫木・三六」「そのしんていにほだされて、外に女房はもつまいと独りぐらしにする人ア有た所が」(#37181:数可佳妓)

『日本国語大辞典』ほださ・れる【絆】(連語)ほださ・る(連語)(動詞)ほだす(絆)に受身の助動詞「れる(る)」の付いたもの(身の自由を束縛される。*伊勢物語(1000前)六五「この男にほだされて、とてなん泣きける」*中華若木詩抄(1520頃)中「羈客とかげば、羈はほだす也、ほだされた客ぞ。略 謫せられた身なれば、自由ならぬ旅中也、つながれた客ぞ」*洒落本・史林残花(1730)律曆志「放蕩(はうたうにして)不羈(ホダサレず)」ある考えにとらわれて心や行動が束縛される。*東大寺諷誦文平安初期点(830頃)「過去の両親の三途の八難に羈(か)け廢(ホダサ)れて今にいたるまで経過する者の為」*発心集(1216頃)「一・高野南筑紫上人出家登山事」はかなく執心にほだされて、永く三途に沈みなん事こそいと悲しけれと」*コンテムツスムンチ(捨世録)(1596)「二・一」マコトニリヨクニノミ fodsaruru (ホダサルル) ヤトワレタルモノト ヨブベキナリ」*洒落本・契情買虎之巻(1778)叙「おかしく面白きにほだされて手の舞足のうつつをぬかさず」特に、相手の情にひきつけられて心や行動の自由が縛られる。*撰集抄(1250頃)「一・八」よしなき女の色にほだされて 略 いたづらに月日を過して、心とつきめを見るわざ」*夫木(1310頃)三六「子を思ふ心ばかりにほだされてうき世を猶ぞいでがてにする 藤原為家」*幸若・伏見常樂(室町末)近世初「あるじの情にほだされて、ふし見の里に常盤御前は、新玉の年をこし衣更著に成までおはします」*真景累ヶ淵(1869頃)三遊亭円朝「二」其の親切に羈(ホダ)されて」

「うた垣」

『国史大辭典』「歌垣(うたがき)カガイ(歌)ともいう。語義は歌を掛け合う意で、「掛く」は古くは四段に活用したから「歌掛き」となる。カガイは「掛き合い」の約で、ともに力が濁音になるのは連濁である。集団的な行事としての歌垣は元来、春の初め山遊び・野遊びの行事として行われたもので、共同飲食・性的解放をも伴う一種のピクニックであり、日本だけでなく、中国・東南アジアにも見られる。ところが未婚者にとっては、それは妻選びの行事でもあったところから、のちには未婚者だけの行事にもなり、都市の市で行われる歌垣は特にその傾向が強い。さらに奈良時代になると、中国の踏歌と合流して、宮廷的な風流芸能ともなった。……天平六年(734)二月朱雀門前で行われた歌垣、宝龜元年(770)三月河内の由義宮で行われた歌垣は、ともに風流芸能化したもので、前者は五位以上の者を加えて男女二百四十余人、後者は帰化人氏族の男女二百三十人によるシヨであった。歌垣の歌は、歌垣の性格によって違うが、農村的な歌垣では男女の誘い歌、老人の若者たちに対する勧誘歌が多く、それらは風土記に採集されたもののほかに、記紀の物語の中に多く取り入れられている。

『続日本紀』卷十一天平六年(734)二月癸巳朔 二月癸巳朔。天皇御朱雀門覽歌垣。男女二百餘人。五品已上有風流者皆交雜其中。正四位下長田王。從

四位下栗栖王。門部王。從五位下野中王等爲頭。以本末唱和。爲難波曲。倭部曲。淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲之音。令都中士女縱觀。極歡而罷。賜奉歌垣男女等祿有差。

棹鹿はよるこそ来なけおく露は霜結ばねは朕わかゆ也

歌の解釈

古典大系頭注「霜が露に変わる時がまだこないで、さ小鹿は夜毎妻を求めて鳴いている。私もわかやくよ。」補注「棹鹿はさ小鹿のあて字。「わかゆ」は万葉六「むかしより人の言ひくる老人のわかゆてふ水ぞ名に負ふ滝の瀬」(一〇三四)等の例でわかやくこと。平城帝の退位を決意しながらも、四周に留められて位にとどまる間の一瞬の快楽的な気分を出した詠。」

木越「秋成道逢」(古書通信・平成22・4)

この歌が、前回引用した「けさの朝け鳴なる鹿の其声を聞はずはゆかじ夜のふけぬ」といふ桓武御製歌に対する返歌であることは確実であるが、とはいっても現行の諸注釈書のように単に現代語に置き換えただけではこの和歌の含意は伝わらないであろう。「棹鹿」が「さ牡鹿」の宛字であることを踏まえつつ、この歌の含意までもあらわにするような解釈をここで試みることにしたい。

夜、牡鹿が来てさかんに私に誘いかけている、しかし、まだ秋は浅く、葉に置く露が霜に変わる気配もない。私はまだしばらくこの秋を楽しむことにし、牡鹿の求愛に答えることはしないであろう。

桓武御製歌における「鹿」の音が神野親王即位を直截に意味していたのに対し、ここでは歌語としての用法にのっとり、秋の夕暮れに妻を求めて鳴く牡鹿の声とし、しかし、その求愛に答えるにはまだ早すぎると応じたものである。

三輪の殿の神の戸を押しひらかすもよいく久く

出典の指摘(大系本頭注及び補注)

『日本書紀』卷五崇神天皇八年(辛卯前九〇)十二月乙卯《廿》 冬十二月丙申朔乙卯。天皇以大田田根子令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀨積破。和餓瀨積那羅孺。磨等那殊。於期望能農之能。介瀨之瀨積。伊句臂佐。伊久臂佐。如此歌之。宴于神宮。即宴竟之。諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能能。阿佐妬珥毛。伊弟。由介那。瀨和能等能渡。於茲。天皇歌之曰。宇磨佐階。瀨和能等能能。阿佐妬珥毛。於辭寐羅箇禰。瀨和能等能渡鳥。即開神宮門而幸行之。所謂大田田根子。今三輪君等之始祖也。」

(八年の夏四月の庚子の朔乙卯に、高橋邑の人活日を以て、大神の掌酒 掌酒、此

をば佐介珥苔と言ふ。とす。 冬十二月の丙申の朔乙卯に、天皇、大田田根子を

以て、大神を祭らしむ。是の日に、活日自ら神酒を挙げて、天皇に献る。仍りて歌して曰はく、

此の神酒は 我が神酒ならず 倭成す 大物主の 醸みし神酒 幾久 幾久 如此歌して、神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 出でて行かな 三輪の殿門を
に、天皇歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 押し開かね 三輪の殿門を
即ち神宮の門を開きて、幸行す。所謂大田田根子は、今の三輪君等が始祖なり。)

朝まつりごと

角川古語 あさまつりごと【朝政】名「朝政」を訓読したもので、天皇が早朝に正殿に出御して政事を行うこと。また広く、天皇の政務をいう。さらに転じて、官人の執務をもいう。「早朝アサマツリコト」「名義抄」朝に起きさせ給ふとも、明るくも知らずとおもほし出づるにも、なほあさまつりごとは怠らせ給ひぬべかめり。「源氏・桐壺」今昔、官の司に朝庁(あさまつりごと)といふ事行ひけり。「今昔・二七・九」朝には朝政をすゝめ、よるは夜を専らにし給へり【平家・灌頂】

源氏物語・桐壺の例を「絵入り源氏」の本文で確認

「あくるもしらでとおぼしいづるにも猶あさまつりごとはをこたらせ給ぬべかめり。」「国性爺合戦」「宴(えん)にはこり。朝まつりごとし給はぬ御いけんの種にもと。行義(ぎやうぎ)たゞしき御身持ち」

異文関係の対比において、以下は、重要な箇所

大弟の才学長じたまふを忌て、みそかにしらし奏する人もありけり。みかど独こたせ給ふ。

(五)大弟のみ子、才学長じたまふを忌て、みそか言しらし奏聞する人あり。又、此み代にと急ぐ人もありといふ。みかど独こちたまふ。

(冊)大弟、才学に長じたまふをみそかにいみて、人しらし奏す。みかど独言したまへり。

(佐A)仲成、皇太弟の才学に長じたまふを忌て、文史の官は彩色のみにて質なし。

(佐B)大弟のみ子才学長じたまへるを忌みて、みそか言するもあり。又、この御代にと、あしくたばかる人もありけり。

才学

『角川古語』 さいかく／さいがく【才学】名・漢語 才能と学識 持って生

れた才知と学んで得た知識。ことに漢字の知識をさす。中世以降は才覚(さいかく)と混同され、「花族栄耀 才宇雄長(平家・鹿谷)」については『平家正節』に「力」に清符を付して示すし、「Saicau さへ余に超えたるべし(口師文典)」の例も、清音形であるが、意味は才学である。「さいかくといふもの、世にいと重くする物なればにやあらん(源氏・絵合)」「さいかく寺中にならぶ輩なし(宇治拾遺・一五・九)」「文字に付て才学を吐ければ(太平記・一八)」

史書の卒伝によく出る文字。

『日本後紀』卷卅四逸文(『類聚国史』・『日本紀略』)天長三年(八二六)五月丁卯朔 散位從四位上安部朝臣男笠卒。延暦十七年叙從五位下任右兵衛佐、……性質素、無才学。歴職内外、不聞善惡。調鷹之道、冠絶衆倫。桓武天皇寵之。屢侍竜顔。卒時年七十四。

『日本後紀』卷卅四逸文(『類聚国史』六六)天長三年(八二六)八月丁酉(一) 八月丁酉 從四位上安部朝臣雄能麻呂卒。初以調鷹得達、無他才学、品秩顯要、一身之幸也。

『三代実録』卷卅七元慶四年(八八〇)五月廿八日辛巳 廿八日辛巳。從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒。業平者、故四品阿保親王第五子。正三位行中納言行平之弟也。阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王、生業平。天長三年、親王上表曰。无品高岳親王之男女、先停王号、賜朝臣姓。臣之子息、未預改姓。既為昆弟之子、寧畏齒列之差。於是、詔中平行平守平等、賜姓在原朝臣。業平、体貌閑麗、放縱不拘。略無才学、善作倭歌。貞觀四年三月授從五位上。五年二月拜左兵衛佐。數年遷左近衛權少將。尋遷右馬頭。累加至從四位下。元慶元年遷為右近衛權中將。明年兼相模權守、後遷美濃權守。卒時五十六。

茶寂辭言(五四)

才学の人のほりて我をあやまつ事多し。大友の唐使劉高德に相せられ、大津の新羅の僧の阿諛を甜んし、鎌倉の大臣の陳和卿か夢かたり心をかし給ひて、遂に亡ひし例読見れば、喜ぶへきにあらず。才の為に亡ぶ人、和漢にあまた也。智者は時世をつかひて、容易に事をなさず。なせは成ると云は、思ひのふかきにつきて、世に媚 あしきにも交りて、己を立る事をはかる。智者の恐しき事悪むへし。(六一)

酉矛

木越(富岡本)『春雨物語』における仮名字母の用法について『北陸古典研究』第2号 昭和62・9)

ここは従来「尊」の誤りと解されていたところで、大系本・集成本がその解釈を採用している。しかし、桜楓社版の浅野氏は「皇祖、酋矛とりて」と文字のまま読んでおり、その翻字の根拠を同氏校訂全対訳日本古典新書『春雨物語』

(創英社 昭和56年)脚注において

『康熙字典』に「酋矛也建於兵車長一丈象形」とあり、長矛のこと。諸書は「皇祖尊矛(みおやのみことほこ)とりて」とよむが、「皇祖(すめみおや)、酋矛(ほこ)とりて」とよむのが正しいか。

と明示されたのである。それを承けるかたちで、小学館本も「皇祖(みおや)、酋矛(ながほこ)とりて」と読み、「酋矛」についても「長さ二丈の矛(『説文』等)」と注しているのである。

私も両氏の驥尾に付して作品選では「皇祖酋矛とりて」と読む説を採用したが、ただ、その頭注にも記したように、「春雨草紙」には「皇祖の尊矛に道を」とあるので、むげに「皇祖尊矛とりて」と読むことが誤りとも言い切れない面はある。しかし、文化五年本が「皇祖長矛が道ひらかせ」であり、天理冊子本も富岡本と全く同じであるとすれば、やはり、訂正せずに字の形通りに読んでしかも意味の通る「酋矛」の方が自然という結論になろう。

『角川古語』なが ほこ【長銚】柄の長いほこ。*書紀(720)皇極四年六月(岩崎本訓)「時に中の大兄、即ち自ら長槍(ながほこ)を執りて殿側に隠れぬ」

日本書紀・卷二八天武天皇元年(六七二)七月辛亥(廿二)「則葉長矛、以重甲、抜刀急踏板度之(長矛(ほこ)を葉(す)てて、甲(よろひ)を重(かさ)ね(き)て、刀(かたな)を抜(ぬ)きて急(いそ)ぎ」

国文系にはなく、漢籍の例のみか。
全唐詩「長戟酋矛、綵其綬章。右翦左屠、聿禽其良(謂元濟驍將丁士良、吳秀琳、陳光洽諸人也)。」

周礼「長尋有四尺、崇於人四尺、謂之四等。車戟常、崇於受四尺、謂之五等。酋矛常有四尺、崇於戟四尺、謂之」

崇神以降乱れたという歴史認識

「寛政改元」に明確に記されている。以下は全文。
む月某の日、橘の経亮のせうそこ来る。ことし天明九年を寛政元年と改らる。勅文は高辻前中納言殿胤長卿なり。左氏伝の文字とか承る。寛安、文長、文化、享和などの撰奏ありしかと、諸卿の僉議にさためられし也。其日ことほぎたてまつれるは、

あひに逢て我すへらきのまつりことゆたけき御代に住そたのしき
と申侍るも、またくしら河のきよ流よりとおもふたまへらるゝになん、と申こさる。内の宮つかへ人すら、今のあつまの大まつりことを、かうやうにいみしくさしあふき奉れるそ、わたくしなくめてたきようゐにしも侍る。そもくあつまの大との、天のしたあつかりまをしたまふ始の、元和元年よりことし寛政のはし

めの年まで、百七十五年を歴たまへりき。此代々の事をおほしわたすに、いにしへよりかゝる御時はあらぬとこそおほゆれ。天なる神代の事、又、皇孫の尊の降臨ましませしより、磐余彦の天皇のはつ国しらしませるまでの事ともは、おほそらことにしておきぬへし。天わう日向の国よりおほしたゝせたなひて、大和の国に出ましたまひ、あまたの鼻師らをほろほし給ひ、畝火山のへのかし原の都に大まつりこときこしめし、後、崇神のおほん時まで、御代は十嗣、歳は四百五十余年があひた、しるさるへき事もあらざるは、君は神ながらに直くましく、臣達はわたくし心をおもはず、民くさは偽をならぶ事なきにぞ、うらやすの国とたゝへをへ奉るへき御代くもける。崇神の御時、武埴安かそむき奉りしを事のはじめにて、代々ことにこそあらね、或は御兄弟御牆の内に、鬨きたまひ、或は臣達もきたなき心を抱きて、民のすなほなるをさへ、横風に吹なひかするほとに、凡千七百歳があひた、干戈百年のいとまなかりし物に思ゆ。それか中にも、島の大匠か三世のいきほいを振へるこそ、皇統もやかて奪ひやすと、よむに汗を流すはかりなれ。妖僧権をとりて、君を淡路へうつし奉ることのあさましさよ。それをさへためしとて、御はらからのせめきに、上皇を讃岐に苦しめたまへるはいかに。君かくまで礼を乱りたまへは、臣達も又ならひて、三帝をまで島国にはふらし奉れる世も出きぬ。さてしも、俊臣君を吉野に逐奉りしより、天の下ほとく麻のみたれなして、世の末には、いふせき芦垣の宮に、あらしき風をいたみたまふみありさま、江村の何かしか、まのあたりに見たてまつりしと云をよみ見るには、涙すゝるにとゝめかねたり。そのあひた、武將と申も、かなたこなたうはひかはりつゝ、たゝ虎狼の争ひに三百余年を過し来たりぬ。これらの跡を考ふるに、君もかしこきためしをとりたかはせたまへる故とは申ながら、臣たちの罪そかるからざりける。かゝるに、今のあつまの御徳の、ありかたくも百七十余歳、吹風糸を鳴さぬ大み代とをさめさせたまへり。しかすかにさきの大まつりこと、うたて聚斂の臣にとりおこなはさせられしかは、民くさの心の静ならぬやつなりしを、たゞいまの御おきては、なへて享保の昔にかへさせたまへるよし也。さるは御代はよろつ代に、民くさはいやさかえに、猶行末のかきりもあらしと、天の下の人、立踊りつゝえみほこれるは、今此御時になん有ける。又み国のみにもあらす、もろこしにても、かゝる世は、三代とか申より後には見わたらすとおほゆ。文王の沢枯骨におよび、魯公の賢をたふとひ、親をしたしめるも、百年を待すして周道漸衰の語、昭王の代にいたりて見えたり。西都亡ひて東にうつりし後は、我足利の代ゝにひとしく、漢高の度を有為の君の由にいふも、骨たにひえぬに、呂氏の乱あり。文帝は沈潜にして柔にかち、武帝は高明なれと剛に過、おのく面に譲りて実なく、詐を民にしめすの瑕を、こゝにはしむる歎といへり。周朝八百年、漢家は四百年と云も、指をかくむれば、実にして、治はわつかに百年をたもつ事なし。唐の太宗そ、希世の君とあふくへし。然とも、其弟の妃を納て、閹門のまもりなし。武氏の篡も太真の乱も、端を此君におこさせるものぞ。五代のいとみにいた

るまでを、何そ三百年と称すへき。宋祖の治に志の大きいなるより、仁宗つとめて恭儉を行ひ、民の心を得れば、英宗の謙遜に賢良をあげもちひたるについて、垂簾の政のかたしけなきにぞ。乾隆より元祐にいたり、百三十年の治、この唐、虞、商の後に、こゆる時なしといへり。明又三百年をとなふれと、宋の百三十年に似たる時もあらず。こゝをもて思へは、今のおほん代の百七十余載は、我御國のみかは、かしこにてても、三代といひし後はあらぬよと、こゝろ得らるゝ也けり。昔加茂のまふちの翁が、山をよめる哥に、

ちはやふる神のしつめしふたら山ふたゝひとたに御代はつこかじ
この歌、まことによくかなへりとこそ承侍る。又有徳院殿の御作とて、もれ聞侍るから歌、

八月浜楼海水秋、朱簾所捲暑威収、太平猶亦莫忘剣、三尺竜光四百州。

此御心はへを、懸まくもかしこけれと申とき侍らんに、中秋浜の大殿に出ましたまへるに、秋風海つらを吹わたたりて、干帆こゝにこゝへるをみそなはしたまひて、御こゝろもさはやきたまふまゝにおほすには、我見るかきりかは、やへの汐路のあなたなるから国のさかひまで、あつかりまをす天のしたなるは、いともかたしけなき我みおやの、ふたらの大神の御徳をかづむれる也けり、其御いさをのしめをおほし出れば、かく治まる御代にも、干戈わするへからず。それわすれなんには、たちまち干戈動き出んものと、おほししらせたまふに、漢高大度の古ことおほしよりて、打出させ給ふ也けり。誠に有かたき御作也とぞ承侍る。されは、今の御さたともは、此み心よりの、むかしにかへさせ奉りたまふよしなるを、けふのよるこひにつきて、申もかしこけれと、ことほしきしるしとゝめ侍るものになん。あなかし。

(佐A)へども、一睡にさめ、閨房深からねば、玉体そこなはず。皇子、皇女あまたならば、千歳整の美、玉かた麻に盈ぬべしと申。是に戯れたまふともなくて、酒宴・歌謡、日毎に遊ばせたまふ事と成ぬ。
こゝには、何を言いたいのか？

整康熙字典「唐韻」力追切「韻会」倫追切並累平声薑也又盧戈切音螺「孟子」蓋婦反@056396;@014874;而掩之「趙岐註」@056396;@014874;驚@075074;之屬「詩大雅」@012127;之@041726;@041726;「佐」@012127;@056396;也「箋」築牆者梓聚壤土盛之以@056396;又「集韻」魯水切音墨義同「玉篇」ㄐ@056396;@056396;通「韻会」亦作@031672;大漢和32630番6卷1044頁「かづら。ぶ」。もつこ。「ツルフチツルアシカモツコ」(今昔文字鏡の文字情報による)

長島説

この箇所は仲成の言葉、五十人以上の皇子がいたという嵯峨帝を皮肉ったものか

直し

『角川古語』なほし【直】「質カタチ、タヒラカニ」スナホ：ナホシ「名義抄」「直ナラシ」「易林本節用」形ク物にゆがみがなく、整っているさま。線についても、面についてもいうが、『源氏・総角』の「またいとあれ(老女房)がほどにはあらず、目もはなもなほし」は、目や鼻が、あるべき位置にあるべき形で存在する意で、秀でていなくて平凡であるさまをいう。「昔者(むかし)、郡の東の桑木の村に桑生ひたりき。其の高さ極めて陵(たか)く、枝も幹も直(なほく)美し。俗(くに)にひと、直桑の村といひき」「豊後風土記」「えせ者の家の荒鼠といふものの、土うるはしうもなほからぬ」「枕・一四四」心に邪念がなく、すなおであるさま。正当であるさま。「猶心を改て直久(なほく)淨く在らば、天地も憎みたまはず、君も捨給はずして」「四五詔」「あはれ、上つ代には人のこころひたぶるに、なほくなむ有ける」「歌意考」「正法に奇特なしとは申せ共、すぐなる時は則(すなはち)直(なを)し、いがめる時は邪(よこしま)なり」「日高川入相花王・一」政治などが正しく行われているさま。「世のしづかならぬ事は、かならずまつり事のなほく、ゆがめるにも侍らず、さかしき世にしもなん、よからぬ事ども侍りける」「源氏・薄雲」対象と真向いに向き合うさま。「是国は直(ナホク)日(の)の出る方に向り。故其国を号て日向と曰ふ」「景行紀十七年・訓」「夜冥くして岸に著かむことを知らず。遙に火の光視ゆ。天皇、挟抄者(かちとり)に詔て曰く、直(ナホク)火(の)の処を指せと」「景行紀八年・訓」形シクに同じ。「人の心のまがれるをばすて、なをしきをばしやうして」「御成敗式目付載北条泰時書状・貞永元・八・八・北条重時宛」なほき木曲る枝 正しい人にも欠点や弱点があることをいうたとえ。「いたく事このむよしを時の人いふとききて、なほき木にまかれる枝もあるものをけをぶききずをいふがわりなす」「後撰・雑二」「直木(なをきき)にまがる枝」「毛吹・二」『日本国語大辞典』なほし「なほし」【直】「形ク」物がまっすぐであるさま。*彌勒上生経贊平安 初期点(850頃)「世尊の鼻は高く長くしてまた直(ナホシ)」*眞報記長治二年点(1105)「行く所の道(ナホク)して穴の中に入る」*名語記(1275)四「ゆがまざる物を、なをしといへる、なほ、如何。答、なほは直也。なほおももの反、繩面の義也。いたなどの面に番匠のすなは、うちわたしたるはずくなる也。すぐなるをば、なおしといふならし」整つて乱れていないさま。端整なさま。*彌勒上生経贊平安初期点(850頃)「世尊の容儀は洪きに満ちて端直となほし」*枕(1000終)「一四四・正月十日のほど」「えせ者の家の荒鼠といふものの、土うるはしうもなほからぬ」*源氏(1001-14頃)総角「まだ、いと、あれが程にはあらず、目も鼻も、なをしとおほゆるは」心、性格など事柄がゆがんでなく正常であるさま。公明である、正直であるさま。*統日本紀 文武元年(697)八月一七日・宣命「明き淨き

直支(なほき)誠の心を以ちて」*西大寺本金光明最勝王経平安初期点(830頃)六「諸の慢を離れ、心を端(ナホク)し念を正しくして」*源氏(1000-14頃)薄雲「世の静かならぬ事は、かならず、つまり事のなをく、ゆがめるにもより侍らず」*大日経治安二年点(1022)「正(ナホク)たてて相ひ会はず」*読本・雨月物語(1776)貧福論「おのれ善をなして、おのれその報ひの来るを待つは直(ナホ)きこころにもあらずかし」【補注】源氏物語など和文系の資料には「なおなほし」の方が多く見られる。シク活用の例も見られる。

『天降言』(田安宗武)秋成の「奥書」に

いにしへ今の玉の声くをえらひつめしふみゆ後は、たかまくらの右のおとくと此殿なん、かゝるさまにのみ出させ給ひて、さす竹の宮人の御あたりには、ふつに聞もしらす侍る。されと、なほ御つたくをわきて申さんには、茅かや刈鎌倉のおとこのみうたは、峰の松風吹かよふことえりして、しらへをしもよくとこのへませしかは、あまつとふ御影つらかなる空にあしきつの舞あそぶを、あふき見るおもひなんせらるる。殿のよませたまふ御てふりは、ひたぶるに直く雄々しき上つ代みこころして、うつせみにあらふる物は、そかあとのありやなしやをとばさす